

指定ごみ袋 粗大ごみ処理券の配布

平成24年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて1年分を一括無料配布しています。

自治会などに未加入の方へは「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持って、6月29日(金)までに担当課へ取りに来てください。

7月以降の配布は、段階的に枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所へは無料配布を行っていません。担当課窓口にて、ごみ処理手数料(1枚につき100円)をお支払ってください。

■配布枚数(全世帯一律)

○もえるごみ指定袋(大)

110枚(袋が不足する5人以上の世帯には、世帯人数に応じて追加配布できます)

○もえないごみ指定袋(大)

20枚

○粗大ごみ処理券 10枚

■中袋への交換

もえるごみ袋は大袋から中袋へ交換できますので、希望する方は担当課までお持ちください。

■ごみ袋の引き取り

指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へお持ちいただければ引き取ります。

年間の使用枚数が配布枚数以内におさまるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

もえないごみ指定袋を別の ごみにもご利用ください

もえないごみ袋には、種類の違うごみが混在しないよう分別すれば、「もえるごみ・ペットボトル・粗大ごみ」も入れて出すことができます。

【もえないごみ袋でごみを出す際の注意事項】

○袋に入れたごみに応じた収集日に出してください。

○ペットボトルを入れる場合は、必ず中を洗い、キャップをはずし、つぶしてから出してください。

○ペットボトルを出す場合は、

ネットに入れるのが原則です。ネットに入りきらない場合は、もえないごみ袋で出してください。

○粗大ごみを入れる場合は、袋の口が結べる大きさのものに限りま。また、袋1枚に対して粗大ごみは1点としてください。2点以上入れている場合は回収しません。

【ごみはルールを守って正しく出しましょう】

○収集日・場所を守り、指定ごみ袋・処理券に氏名などを記入してください。

○違反シールをはられて残されたごみは、正しく出し直してください。

○ごみステーションへ一度に出せるごみの量は3袋(粗大ごみは3個)までです。

○収集車両の火災などを防ぐため、使い捨てライターなどのガスは必ず抜いて出してください。

○市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

資源リサイクル活動奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには事前に団体登録を行っていただく必要があります。

■補助対象団体の要件

○地域住民20人以上で構成する営利を目的としない団体であること

○資源物を市内のリサイクル業者に持ち込むこと

○回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

■補助金額

回収資源物1kgにつき4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶など

※事業活動に伴う資源物は対象となりません。

○市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

生ごみ処理機などの購入費を補助します

生ごみの減量化と堆肥化推進のため、生ごみ処理機などを購入される市内の一般家庭に対して補助金を交付しています。

■補助の内容

○生ごみ処理機

補助率2分の1

補助金上限2万円

○生ごみ処理容器

補助率2分の1

補助金上限3千円

1世帯2基まで

■平成24年度補助予定基数

○生ごみ処理機 55基

○生ごみ処理容器 70基

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

